

## 松江地方裁判所委員会（第10回）議事概要

- 1 日時  
平成19年7月6日（金）午後1時30分～午後4時00分
- 2 場所  
松江地方裁判所大会議室
- 3 出席者  
（委員） 足立正智，熱田雅夫，飯島健太郎，居石正和，中村俊郎，  
西島幸夫，広江みづほ，前田幸二，山田英夫  
（五十音順敬称略）  
（説明者）小泉事務局長，垣屋民事首席書記官，立花刑事首席書記官  
（庶務） 山本総務課長，法正総務課課長補佐，岡会計課課長補佐
- 4 議事
  - (1) 開会あいさつ
  - (2) 新任委員（山田委員）自己紹介
  - (3) 前回の委員会で質問のあった，受付相談システムの貸出しの可否，全国的な破産事件数の推移について，垣屋民事首席書記官から説明があった。
  - (4) 本日の意見交換のテーマである「刑事事件における分かりやすい審理に向けた試み」について，裁判所，検察官，弁護人の立場から，飯島委員，山田委員，熱田委員がそれぞれの取組みを紹介し，引き続き，本年5月に行われた法曹三者による模擬裁判の資料を参考にして，意見交換を行った。

起訴状の公訴事実は長い文章ではあるが，事実ごとに読点が打ってあるので，全体の流れは分かりやすい。本当はもっと一文を短くしてもらいたいところだが，そうすると事実が分断されてしまう。一つの事実をいかに描写していくかという観点からは，現在の記載でよいのではないかと思う。

様々な経験を有する裁判員に読んで理解してもらえるかという点，理解が難しいとするとどういったところに留意すればよいかという点はどうか。

文章を読み慣れた人は理解できると思うが，読み慣れていない人にとっては確かに長い文章だと思う。しかし，事実の流れをいかに理解してもらうかということを考えると，途中で切ってしまうと文脈として前後関係などが読み取りにくくなってしまわないかと思う。

全体としてこれくらいのボリューム（17行）であれば理解できると思うが，この程度が標準なのか。

事案によって様々である。3行で終わるものもあるし，複雑な詐欺のようにどのように騙したのかということを書くと3ページくらいになることもある。また，事実が複数ある場合も，事実の数に応じて長くなることが多い。

裁判員は，起訴状をあらかじめ読んで，事案を頭に入れた上で審理に臨むことになるのか，それとも裁判で読み上げられるときに起訴状を受け取って，同時に目で追うことになるのか。

これまでに行われた模擬裁判では、審理が始まる前に裁判官と裁判員とで集まって、あらかじめ起訴状を読んでもらい、分からないところがあれば質問をしてもらうという形をとった。

裁判員裁判に向けて、従来の一文の形の公訴事実の書き方を改めるという動きはあるのか。

具体的な動きというのは今現在はない。今後の検討課題にはなり得るが、それぞれ法律的に意味のある記載であり、どこをどう変えられるのかというのは悩ましい問題だと思う。

主語と述語が離れてしまうと読み取りにくくなるので、主語と述語の間をできるだけ短くする方がよい。独立性のある文章は少々長くなってもやむを得ないが、文章の構造をできるだけシンプルにしていく、主語と述語の関係をできるだけ分かりやすくするといった工夫をしてもらいたい。

私の場合、まず文章の最初と最後を読んで大体の意味をつかむという読み方をすることもあるが、裁判員にそういう読み方を教えてもいいものか。

慣れた人はそれでよいと思うが、文章を読み慣れていない人もいるし、被告人が外国人の場合であれば、かなりの長文を翻訳できる人がどれだけいるかという問題もある。検討の余地はあるのではないか。

日本語の持つ根本的な難しさではないか。英語の場合、主語と述語の対応が最初に出てきて、関係代名詞などを使って後から重要なところを修飾するという構造になっており、長文はむしろ英語の方が分かりやすいのではないかと思う。そういう面から見ると、日本語を英語に翻訳するのはそう難しくないのではないかと思う。日本語の場合、全員に理解してもらえるかという不安な面もある。

「同日」、「同人」、「同所」といった表現が頻繁に出てくるが、日常ではこういう使い方はあまりしない。文章が長くなると、訳が分からなくなるのではないか。

証拠調べの際、裁判員に証拠として示されるのはどのようなものか。証拠になっていないものも示されることになるのか。

検察官あるいは弁護人が取調べを請求した証拠については、公判前整理手続において、取り調べるか取り調べないかを判断することになるが、必要があるとして取り調べる決定をすることを、証拠として採用する、と言っている。したがって、法廷で取り調べるのは、既に証拠として採用されている書類や人、物ということになるが、採用された証拠は全て信用できるものというわけではなく、信用できるものか、信用できないものかについては、裁判官と裁判員とで判断することになる。例えば、被告人が捜査段階で罪を認めた自白調書が証拠として採用され、法廷で取り調べることがあるが、この内容が常に正しいというわけではなく、その内容が真実か否かについては、裁判官と裁判員とで判断することになる。

検察官あるいは弁護人が裁判所に出したい証拠が多数あったとしても、事前準備の段階で、必要なもの、関連性のあるものに厳選して採用することになる。したがって、裁判員の目に触れるのは厳選された後の証拠ということになる。

裁判員裁判で膨大な証拠が採用されると法廷の審理だけでは理解することが難しくなると思われるが、裁判員裁判の場合、従来の裁判よりさらに証拠を厳選するということになるのか。

全ての事件について重要な証拠に厳選していくという姿勢ではあるが、公判前整理手続を行っている事件については、よりそういう意識が強まっている。

裁判員制度の説明会で企業に出向いた際、一般の人は文書を見る機会が少ないので、読む必要のある書面はできるだけ少ない方がよいのではないかという意見をいただいたことがある。

被告人質問や証人尋問について、裁判員が聞いて分かりやすくするために工夫していることがあるか。

文書を書くときに見出しを付けるように、尋問のときも今何を聞いているのか意識的に明示するよう心掛けています。ただ、それをやり過ぎると自然な流れで聞けなくなり、訴訟関係人がことさら作っている印象を与えてしまうのではないかと危惧している。そのあたりで葛藤がある。

検討中のところではあるが、裁判員が聞いたときにすんなり頭に入ってくるようにするためには、相手の様子を見極めながら、どういうことをどういう順番で聞いていくかということを組み立てて、交通整理をしながら進めていく必要があるのではないか。

これまでに行った模擬裁判の中で、裁判員役から分かりやすい尋問ということについて何か意見はなかったか。

分かりにくかったという感想はなかったように思う。過去の模擬裁判では、最初の方は裁判員役からあまり質問も出なかったが、慣れてくるにつれて、積極的に質問が出ていたので、今までの尋問のやり方でもきちんと理解されたのだと思う。

証拠調べが終わった後、論告、弁論で、検察側、弁護側のそれぞれの意見を述べるわけだが、これまでの模擬裁判では、検察官は一部伏せ字にしたものを剥がしていくプレゼンテーションの方法を使っていた。プレゼンテーションのテクニックとしてはどこまで許されるのか。

ショーとして訴えるものの方がよいという風潮になると、少し違うかなという感じは持つ。

争点があきらかでない場合にはどうやって争点を確定させていくのか。

公判前整理手続の段階で何が争点なのかははっきりさせるということになっていて、争点があきらかでない状態で公判に臨むということは許されない。

争っている事件が本当に2日くらいで終わるのか。

現在の見込みでは7割の事件は3日以内で終わると予想しているが、残りの事件はもう少しかかることが予想される。その場合でも、複数の事実で起訴されている場合には事実ごとに裁判員を選任するなど、裁判員の負担をできるだけ軽くするような制度もできている。

公判に入る前に、犯罪の構成要件など基本的なところは裁判員に説明し、理解してもらった上で審理に臨む必要があるのではないかと。

先般、模擬裁判を実施したときには、構成要件について裁判官から事前にひとつおりの説明をした。争点については、当事者が明確にすべきとの意見もあり、当事者双方が法廷で分かりやすく説明し、審理が進んでいく過程では裁判官からも説明を加えた。

構成要件の説明を受けた上で起訴状を読むとより分かりやすいと思う。

遺族感情というのは出てこざるを得ないのか。事件に直接関係することならやむを得ないが、そうでなければ、情に流されて、より悩むことになるのではないかと。

これまで被害者の声は調書等の形で検察官が代弁してきたところだが、それでも十分でないとするのが社会の流れで、被害者が直接裁判に参加できる制度が法制化されたところである。

これまでの刑事訴訟は、被害者の処罰感情は一旦遮断し、それを検察官が汲み取った上で訴訟行為を行うという構造になっていたが、この度、被害者が被告人への尋問や求刑までできるとする刑事訴訟法の改正がされたところである。日弁連は、個人での復讐というのは置いて、国家が刑罰権を独占するという、ある意味人類が到達した形に反するのではないかとということで反対してきたところである。心ある被告人であれば、法廷で被害者から直接質問を受けて、言わなければならないことが言えなくなってしまうのではないかと危惧している。

被害者感情に流されるのではないかとという危惧も一方ではあるわけで、裁判所としては、必要以上に流されず、適正な判断ができるような訴訟運営を心掛ける必要がある。

- (5) 第6回委員会で暗いとの指摘を受けて改装を行った玄関ホールについて、岡会計課課長補佐から、改装のコンセプト等の説明があり、引き続き意見交換を行った。

円柱形の照明ということで暖かみもあり、待合せをするときにはなごむのではないかと思う。

待合せをするとき、以前の玄関ホールは冷たい感じがして待合せ場所に使いにくかったが、改装後は玄関ホールで待つようにと言いやすくなった。実際に玄関ホールで待つ人も以前より増えたのではないかと思う。

衝立が透明になったのが明るい感じを出しているのではないかと。

(6) 前回委員会後の裁判員制度広報の活動結果及び今後の予定などについて、山本総務課長から説明があった。

(7) 裁判員制度広報用映画「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」の感想等について、意見交換を行った。

配偶者と共に見たが、配偶者もおもしろかったと言っていた。一方では、こんなにうまくいくものかなとも思った。内容的には、話す言葉が明瞭であったし、分からない言葉もなく、内容もよく分かった。何時から選任手続きが始まって、何時から公判が始まったのかという一日の時間経過が分かればなお良かったと思う。

裁判員に選任されるかどうかは選任手続期日当日にしなければ分からず、せっかく苦労して日程調整をしても、当日になって選任されない人も出てくることになる。選任方法でもう少し工夫ができないか。

選任手続に要する時間はどのくらいのイメージなのか。

現在のおおよその予想では、午前9時30分くらいから始まって午前中いっぱい終わるというイメージである。50人から100人の人に来てもらうので、1人あたりの質問時間は3分程度ということになる。

当初もっと短いというイメージを持っていたが、映画のような形できちんと質問していくと半日程度はかかることになる。午前中に選任し、午後には公判に入ることになると裁判所としてもかなりの負担となるのではないかと。映画の主人公のように物分かりがいい人ばかりならよいが、予想できない反応もあるだろうから、その意味でも裁判所は大変だと思う。

(8) 市民団体からの第2期裁判所委員会に対するアンケート調査依頼について、回答内容は委員長に一任して回答することとされた。

(9) 第2期松江地方裁判所委員会の任期（平成17年8月～平成19年7月）を終えるにあたって、各委員から感想が述べられた。

普段専門家同士で専門用語で短い時間で話をするのと違って、違う言葉できちんと説明しないといけないと意識して発言してきたつもりだが、それが私にとっては楽しいことだった。

次の模擬裁判の機会に、地家裁委員会委員の経験者に傍聴してもらって、公判や評議の進め方等について意見を聞いてみてはどうか。2年間この場で議論してきたことを踏まえて有意義なコメントがもらえらると思う。

裁判員制度のスタートが間近ということで、一般市民と裁判所の接点が増えていくものと思うが、その中で地裁の運営について、こちらからも意見を言ったし、裁判所の取組みも伝わってきた。敷居をできるだけ低くして、市民の裁判所に対するイメージを変えていくためにも意義があったと感じる。

裁判員制度についての話をいろいろ聞いた。分かりやすい広報ビデオなどもできているが、職場での研修などもまだまだ十分とはいえないのだと思う。制度の実施が近づくとつれ、今後裁判所の事務量も増大していくのだと思う。

が、私たちも声掛けをしていきたい。

これまで裁判所との接点はあまりないところで生活してきたが、委員を務めて、裁判所が身近に感じられるようになった。5回の委員会に出席したが、一貫性のあるテーマで議論し、その結果が日常生活に活かせればよかったと感じる。また、私が所属する業界では訴訟になる例が多くなってきたが、その対応とともに、そういうことが当たり前になっていく社会に対して危惧するところもあり、考えさせられる2年間だった。

(10)閉会あいさつ